

⑩アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付要綱

(令和 8 年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第 1 条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)は、地球温暖化防止対策のためのCO₂を始めとする温室効果ガスの削減及び省エネルギー対策として、アイドリングストップ支援機器(以下「機器」という。)の導入を促進するために、その機器を装着した会員事業者(以下「会員」という。)に助成金を交付する。

(助成対象者)

第 2 条 助成対象者は、新たに機器を導入する会員とし、長野県内ナンバーの事業用貨物自動車に装着するものとする。

但し、リースによる場合であっても、助成金は会員に交付する。

(助成対象機器)

第 3 条 助成の対象とする機器は、トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房用機器で、次の①～③に掲げるものとする。

- ① エアヒーター
- ② 車載バッテリー式冷房装置
- ③ 蓄熱ウォームマット

(助成金額)

第 4 条 前条の①及び②については、令和 8 年 4 月以降、新たに導入した機器(中古品・レンタル品を除く)の 1 台当たりの機器本体価格(装着料・消費税を除く)の 1/2 以内(千円未満は切り捨てとする。)とし、全ト協助成金 60,000 円を上限に交付する。また、県ト協助成金 30,000 円を加算する。

(国からの補助金が交付された機器に対しては、全ト協の助成金は交付しない)

前条③については、新たに購入する機器の 1 枚当り県ト協助成金として 5,000 円を交付する。

但し、予算の範囲内で受付け順に交付するが、予算超過時においては、装着日付の早い順に交付する。

(助成期間)

第 5 条 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月末日の間に機器の装着を完了し、支払い等が終了したもの。

(助成金の申請方法)

第 6 条 機器の装着を完了した会員は、別紙アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付申請書(以下「交付申請書」という。)に必要事項を記入の上、県ト協会長に対して申請するものとする。

但し、申請の最終期限は令和 9 年 3 月 5 日とする。

(助成金の交付)

第7条 県ト協は、前条に定める交付申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、本助成要件に適合すると認めた場合には、前4条に定める助成金を会員に交付する。

(助成の条件)

第8条 申請時において、協会費の滞納期間が3ヶ月以上又は滞納額が50,000円以上ある会員には助成を行わない。

(財産の処分制限)

第9条 会員は、交付対象となった機器を装着の日から起算して6年を経過するまでの間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ県ト協の承認を得たものはこの限りではない。
また、この期間内に当該装置を処分、又は当該装置を搭載した車両の使用地を長野県外に変更する場合若しくは会員資格を喪失した場合においては、残存期間に応じて助成金を返還しなければならない。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第10条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他必要事項)

第12条 この要綱の定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附則)

本要綱は、令和8年4月1日から施行する。